

市長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市長が市政の円滑な運営のため、市を代表して行う個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）に関して、支出の明確化及び透明性を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(支出基準)

第2条 交際費は、社会通念上妥当と認められる範囲内で必要最小限の額を支出するものとし、その支出区分、内容等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 弔慰金等は、葬儀等における経費とし、別表第1及び別表第2の基準により支出する。ただし、市長に対して支出する場合にあっては、市長が定める額を支出する。
 - (2) 祝儀等は、記念式典及び行事等に係る経費とし、金額の明示があるものについてはその金額を、金額の明示がないものについては経費相当額を支出する。
 - (3) 会費は、市政と関わりのある各種団体が行う会議等の参加に係る経費とし、金額の明示があるものについてはその金額を、金額の明示がないものについては経費相当額を支出する。
 - (4) 協賛金は、各種団体等の活動の趣旨から公益性が認められる団体等に対する経費とし、5,000円を限度として支出する。ただし、市費から負担金、補助金及び交付金を受けていない団体等に限る。
 - (5) 渉外費は、市政と関わりのある個人又は団体との交渉等に際する経費を支出する。
- 2 別表第1及び別表第2の基準の対象となる者のうち、その職が重複する場合は、弔慰金の額が大きい職を適用し重複支出はしない。
- 3 前項に規定するもののほか、交際上、市長が特に支出する必要があると認めるものについては、社会通念上妥当と認められる範囲内で支出するものとする。

(公開)

第3条 この基準は、公開し、この基準に基づく交際費の執行状況については、次の各号に掲げる事項について、公表する。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出金額
- (4) 支出内容

2 前項に規定する公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月15日までにを行うものとする。

3 公表の方法は、市長交際費支出状況(様式)により市ホームページへの掲載により行うものとする。

4 公表は、支出相手方のプライバシーに配慮し、個人情報の保護に十分配慮して行わなければならない。

(検討)

第4条 この基準は、交際費の支出内容や支出金額が常に市民感覚に合致したものであるよう、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜検討するものとする。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

職		区分	現 職			
			弔慰金	花輪	弔辞	備考
市長			市長が定める額	○	○	
副市長			10,000円	○	○	
市議会議員			10,000円	○	○	
固定資産評価員			10,000円	/	/	
教育委員会	教育長		10,000円	○	○	
	委員		5,000円	/	/	
選挙管理委員会	委員長		10,000円	○	○	
	委員		5,000円	/	/	
監査委員			10,000円	○	○	識見を有する者に限る。
農業委員会	会長		10,000円	○	○	
	委員		5,000円	/	/	
固定資産評価 審査委員会	委員長		5,000円	/	/	
	委員		5,000円	/	/	
消防団	団長		10,000円	○	○	
	副団長		5,000円	/	/	
	分団長		5,000円	/	/	
市政功労者			5,000円	/	○	
人権擁護委員			5,000円	/	/	
民生委員児童委員			5,000円	/	/	
行政区長			5,000円	/	○	
市職員	正規職員		5,000円	○	○	任期付き職員を含む
	上記以外の職員		5,000円	/	/	暫定再任用職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員
市内関係団体の長			5,000円	/	/	
関係する市町村長			10,000円	/	/	仙南2市7町等及び市町村民葬(前、元を含む。)
関係する国会議員、県議会議員等			10,000円	/	/	国、県機関を含む。
特別職(市長、副市長、教育長)の家族			5,000円	/	/	配偶者、父母、子、配偶者の父母(同居)に限る。
関係する市町村長の家族			5,000円	/	/	配偶者、父母、子に限る。
関係する国会議員、県議会議員等の家族			5,000円	/	/	配偶者、父母、子に限る。

※ 弔辞のない方は「哀悼の言葉」を差し上げます。市外居住者の場合は弔電となります。

別表第2(第2条関係)

職		区 分	前(元)職			
			弔慰金	花輪	弔辞	備考
市長			10,000円	○	○	
副市長(助役を含む)			5,000円	○	○	
収入役			5,000円	○	○	
市議会議員			5,000円	○	○	
教育委員会	委員長		5,000円	/	/	
	教育長		5,000円	○	○	
選挙管理委員会	委員長		5,000円	/	/	
監査委員			5,000円	/	/	識見を有する者に限る。
農業委員会	会長		5,000円	/	/	

※ 弔辞のない方は「哀悼の言葉」を差し上げます。市外居住者の場合は弔電となります。

